

特定（介護予防）福祉用具販売 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている特定（介護予防）福祉用具販売サービスについて、事前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

1. 事業所の概要

事業所名	高山市福祉サービス公社	所在地	高山市森下町1丁目208番地
事業所指定番号	岐阜県 2172700250号	サービス提供地域	高山市内
管理者・連絡先	中村 祥司 電話 0577-36-3122 FAX 0577-36-2947		

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	事業所の従業員及び業務の実施状況の把握及び業務の管理を一元的に行います。	1名
福祉用具専門相談員	特定福祉用具が、適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行い、特定福祉用具の使用方法を十分説明し、必要に応じて実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。	6名
事務員		1名

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで 但し、国民の祝日、12月29日～1月3日を除きます。	午前8時30分～午後5時15分まで

4. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

特定（介護予防）福祉用具販売は、介護保険法令に従い、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定（介護予防）福祉用具を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

特定（介護予防）福祉用具販売は、要介護者又は要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村・地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。また、「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」・「岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

5. 提供するサービス内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定（介護予防）福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した特定（介護予防）福祉用具販売計画を作成し、下記の特定福祉用具を販売します。

（１）腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限り、

- 1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。
- 2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- 3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- 4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器。（居室において利用可能であるものに限る。）

（２）自動排泄処理装置の交換可能部分

尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

（３）入浴補助用具

座位保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

- 1) 入浴用椅子
- 2) 浴槽用手すり
- 3) 浴槽内椅子
- 4) 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの。
- 5) 浴室用すのこ
- 6) 浴槽内すのこ
- 7) 入浴用介助ベルト

（４）簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。

（５）移動用リフトのつり具の部分

（６）固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・多点杖・単点杖（松葉杖を除く）

6. 利用料金

（１）特定（介護予防）福祉用具販売は、カタログに記載された販売価格となります。

（２）特定（介護予防）福祉用具販売の種目、品名及び販売費用については、特定（介護予防）福祉用具販売計画書および、領収書にてご確認いただけます。

（３）販売代金は、現金でお支払いいただきます。ただし、やむをえない理由がある場合に限り、契約者の指定する金融機関から引き落としさせていただきます。ただし、金融機関からの引き落としの場合は、納品日の翌月25日が引き落としとなり、この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

（４）キャンセルは対応ができないことがある。

7. サービスの提供に当たって

（１）ご依頼頂いた日から2～3日中にお伺い致します。

（２）サービスの提供に先立って、介護保険被保険証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無、負担割合及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。

- (3) 担当職員等が特定福祉用具を納品し、ご希望の場所への組み立て・据付けをさせていただきます。ご利用される方との適合状況も確認させていただきます。
- (4) 特定福祉用具の取扱説明及び使用上の留意点について説明させていただきます。
- (5) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であっても、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

8. その他運営に関する留意事項

- (1) 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めます。
- (2) 本事業所は職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。
 - a. 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - b. 継続研修 随時実施
- (3) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (4) 本事業所は、特定（介護予防）福祉用具販売に関する記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存するものとします。
- (5) 損害賠償保険への加入

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保 険 名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

補償の概要 傷害事故・賠償事故の補償ほか

9. 相談、苦情対応等窓口

○ 当事業所のサービスに関する相談については、下記の窓口で対応いたします。

電 話	0577-36-3122	FAX	0577-36-2947	
そ の 他	相談については、担当者（福祉用具専門相談員）が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「処理簿」を作成し、管理者、担当者（福祉用具専門相談員）に引き継ぎます。			

○ 当事業所のサービスに関する苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	0577-36-2940	FAX 番号	0577-36-1385 0577-36-2947	担当者	北川 隆志（総務課長）
責任者	嶋田 恵市（事務局長）	第三者委員	牧上 一成 ・ 高原 恵理		
そ の 他	苦情については、上記の担当者、責任者が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情処理簿」を作成し、担当者、責任者に引き継ぎます。また、苦情解決の助言や立会いを行う第三者委員を選任しております。				

○ その他、高山市及び岐阜県国民健康保険団体連合会へも苦情申し出等ができます。

高山市	所在地	高山市花岡町2丁目18番地
	電話番号	0577-32-3333 FAX番号 0577-35-3165
	対応時間	月曜日～金曜日 の 8:30～17:15
岐阜県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
	電話番号	058-275-9826 FAX番号 058-275-7635
	対応時間	月曜日～金曜日 の 8:30～17:00

10. サービス提供記録の閲覧

サービス提供記録等については、申し出があれば閲覧及び謄写することができます。

11. 介護サービス情報の公表

一般財団法人高山市福祉サービス公社の実施する介護保険サービス事業については、提供するサービスの内容及び運営状況に関する情報をインターネットで公表しておりますが、お申し出があれば閲覧及び謄写することができます。

説明者 _____